

「地域公共交通会議」等に関する要請・要望事項について

各支部（各ブロック）ごとに「地域公共交通会議」の開催、あるいは計画（予定）がある場合には、各支部において愛知県タクシー協会として関係市町村並びに「地域公共交通会議」に対して、“地域住民の生活に必要な乗合旅客輸送の確保等について”の具体的な要請・要望事項等については当協会が策定した“地域公共交通会議等への対応について”で定める「当協会の基本的な対応策」、「具体的な取り組み」に基づき要請等を行うとともに下記に定める内容についても併せて要請等を行うこととします。

記

1. 事業計画（使用車両）について

事業計画（使用車両）について、ジャンボタクシー車両乃至は15人未満のバス車両を使用車両とすることを原則とする。

2. 運行主体の選定について

運行主体の選定については、国土交通省で示されたガイドライン（地域住民の生活交通を確保するための輸送サービスの運行主体の選定に関する考え方）に基づき、次の要請を行うこととします。なお、これら要請については、独占禁止法との整合を図ることも併せて求めることとします。

（1）運行主体は、当該地域公共交通会議を主宰する市町村内に本店（支店）、若しくは営業所など事業施設（運行主体が当該市町村に事業税等の税金を納入し、地域に貢献している事業者とする。）を有する事業者とすること。

（2）1社単独ではなしに、数社での運行を可能とすること。

3. 運行計画について

運行時間は、原則として地域住民の生活に真に必要な時間帯（午前8時30分から午後5時30分の間）とすること。

4. 地域貢献（活性化）への配慮について

1 タクシーは、ドア・ツー・ドアのサービスが可能で日常生活にかかすことのできない交通機関として“安全で安心してご利用いただける”タクシー輸送サービスの提供とともに次に掲げる地域貢献等を実施しております。このタクシー事業に更なるご理解を頂きまして、地域活性化の観点からタクシー顧客（通院、スーパーの買い物）離れにならないように「地域公共交通会議」に配慮を求めることとします。

〔タクシー事業で実施している地域貢献策等〕

- ・ 廃棄物の不法投棄、水道管の漏水、道路の損壊、ひとり暮らし高齢者の安否確認、災害時情報提供などの通報制度
- ・ 防犯パトロール（監視タクシー等）タクシーの運行